

平成18年5月30日

各 位

会社名 日本工業検査株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 林 弘  
 (JASDAQ・コード 9784)  
 問合せ先 取締役管理本部長 菅野 毅  
 電話 044-366-6000

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月26日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の内容

(訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております)

定款変更案 (訂正前)	定款変更案 (訂正後)
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株主</u>は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(自己<u>の</u>株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己<u>の</u>株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の<u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について</u>、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

定款変更案（修正前）	定款変更案（修正後）
<p>（基準日）</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（期末配当金）</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を支払う。</p>	<p>（基準日）</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（期末配当金）</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を支払う。</p>

## 2. 訂正理由

一部表現の変更により、訂正するものであります。

以 上